

※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成28年度

行政監査結果報告書

法定外公共物（行政財産）の管理について

平成28年9月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、平成 28 年度行政監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 13 日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 新宿区監査委員 | 岩 | 田 | 一 | 喜 |
| 同 | 濱 | 田 | 幸 | 二 |
| 同 | 白 | 井 | 裕 | 子 |
| 同 | 中 | 村 | 真 | 一 |

目 次

I 監査の概要

| | | |
|----|---------|---|
| 第1 | 監査のテーマ | 1 |
| 第2 | 監査の趣旨 | 1 |
| 第3 | 監査の対象 | 1 |
| 第4 | 監査の対象部局 | 1 |
| 第5 | 監査の期間 | 1 |
| 第6 | 監査の方法 | 1 |
| 第7 | 監査の着眼点 | 2 |

II 法定外公共物の状況

| | | |
|----|----------------------|---|
| 第1 | 関係法令等 | 3 |
| 1 | 法律 | 3 |
| 2 | 条例・規則 | 3 |
| 3 | 法令等による主な規定 | 3 |
| 第2 | 法定外公共物のあらまし | 4 |
| 1 | 法定外公共物とは | 4 |
| 2 | 地方分権改革に伴う法定外公共物の一括譲与 | 4 |
| 3 | 区における法定外公共物の一括譲与申請 | 5 |
| 第3 | 区における法定外公共物の管理状況 | 6 |
| 1 | 条例及び規則の制定 | 6 |
| 2 | 条例に基づく主な管理状況 | 6 |
| 3 | 法定外公共物に関する情報提供等 | 7 |
| 4 | 調査測量と区有地境界の確認 | 7 |
| 5 | 法定外公共物の用途廃止 | 7 |
| 6 | 法定外公共物の処分等 | 8 |

III 監査の結果

| | | |
|----|--------|----|
| 第1 | 総括意見 | 13 |
| 第2 | 今後に向けて | 15 |

資料等

| | | |
|------|------------------------|----|
| 別表 1 | 監査委員による実地監査実施状況 | 17 |
| 別表 2 | 監査委員による質問実施状況 | 17 |
| 資料 1 | 区内における法定外公共物 | 18 |
| 資料 2 | 年度別譲与申請地区名一覧 | 19 |
| 資料 3 | 平成 27 年度特定公共物占用・使用許可一覧 | 20 |
| 資料 4 | 新宿区特定公共物管理条例 | 21 |
| 資料 5 | 新宿区特定公共物管理条例施行規則 | 35 |

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査のテーマ

法定外公共物（行政財産）の管理について

第2 監査の趣旨

法定外公共物は、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない、一般には里道・水路等と呼ばれるもので、これらは、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（以下「地方分権一括措置法」という。）の施行に伴う国有財産特別措置法の改正により、公共物としての機能があるものについて、国から現況のまま一括無償譲与されている。

これらの法定外公共物に関して、区は「新宿区特定公共物管理条例」（平成16年12月6日条例第67号）を制定し、現在は当該条例に基づく管理を行っている。

そこで、国から一括無償譲与された法定外公共物の現況を把握し、条例の趣旨・目的に沿った管理が適正に行われているか、台帳の作成や資料の保存、情報提供が円滑に行われているか、法定外公共物について、活用や処分が効果的に行われているか等について監査を実施することにより、法定外公共物の適正な管理と活用に資することを目的とする。

第3 監査の対象

地方分権一括措置法の施行に伴う国有財産特別措置法の改正により、国から一括無償譲与を受けた法定外公共物。

第4 監査の対象部局

総務部、みどり土木部

第5 監査の期間

平成28年4月4日（月）から平成28年8月25日（木）まで

第6 監査の方法

対象部局に対し関係書類の提出を求めて書面監査を行うとともに、実地監査（P17「別表1 監査委員による実地監査実施状況」）及び関係職員への質問（P17「別表2 監査委員による質問実施状況」）等による方法で行った。

第7 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- 1 法定外公共物の管理は適正に行われているか
- 2 法定外公共物に係る台帳の記録や資料の保存等は適切に行われているか
- 3 法定外公共物の活用・処分等が効果的に行われているか

注：国から譲与を受けた法定外公共物については「新宿区特定公共物管理条例」を定めて「特定公共物」として管理しているが、報告書では条例・予算に係る部分を除き「法定外公共物」の用語を使用する。

Ⅱ 法定外公共物の状況

Ⅱ 法定外公共物の状況

監査の実施にあたり、対象部に対し関係書類等の提出を求め、それらにより明らかにした法定外公共物の状況は、以下のとおりである。

第 1 関係法令等

1 法律

地方分権一括措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）

国有財産特別措置法（昭和 27 年 6 月 30 日法律第 219 号）

2 条例・規則

新宿区特定公共物管理条例（平成 16 年 12 月 6 日条例第 67 号）（P21 資料 4）

新宿区特定公共物管理条例施行規則（平成 17 年 1 月 24 日規則第 8 号）

（P35 資料 5）

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 5 号）

新宿区公有財産規則（平成 10 年 3 月 30 日規則第 12 号）

3 法令等による主な規定

国有財産特別措置法

第 5 条第 1 項第 5 号（譲与）

普通財産は、次に掲げる場合においては、当該地方公共団体に対し、譲与することができる。

河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をいい、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用又は準用される河川及び下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）が適用される下水道を除く。以下この号において同じ）又は道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）が適用される道路を除く。以下この号において同じ。）の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地（その土地の定着物を含む。）について、国が当該用途を廃止した場合において市町村が河川等又は道路の用に供するとき。

附則第 5 4 条（国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

市町村は、この法律の施行の際現に第 113 条の規定による改正後の国有財産特別措置法第 5 条第 1 項第 5 号に規定する土地で当該市町村の区域内に存するものについて、同号の規定により国から譲渡を受けようとするときは、速やかにその土地を特定し国に対してその旨を申請するものとする。

新宿区特定公共物管理条例（抜粋）

第 2 条（用語の定義）

この条例において「特定公共物」とは、次に掲げるもので、一般公共の用に供するものをいう。

- (1) 区が所有する土地（以下「区有地」という。）における道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）が適用されない道路（新宿区規則（以下「規則」という）で定めるものを除く。）
- (2) 区有地における河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、又は準用されない河川、水路、溝渠その他これらに類するもの（規則で定めるものを除く。）
- (3) 前 2 号に掲げるものに附属する工作物、物件又は施設

第 2 法定外公共物のあらまし

1 法定外公共物とは（P18 資料 1「区内における法定外公共物」）

法定外公共物とは、道路や河川といった公共物のうち、道路法、河川法等の適用又は準用を受けないものをいい、里道や水路等が代表的なものとなっている。

法定外公共物は自然発生的に形成され、その大部分が明治維新以前に既に存在しており、長年にわたり人々によって自由に利用されてきた。そのため、法定外公共物に関しての所有権や帰属意識は希薄であったと考えられ、大部分が登記のない土地であり、法務局の公図では無地番の長狭物となっている。また、隣接する民有地との境界が明確でないものも多い。

これらの土地は明治時代の地租改正事業実施の際、地租を課さない国有地として分類された。以後、国有財産として管理が行われていたが、財産の管理は機関委任事務（現在は法定受託事務）として都道府県が行い、修繕、補修、改良等の日常的な維持管理（機能の管理）は自治事務として区市町村が行うという複雑な形態となっていた。

2 地方分権改革に伴う法定外公共物の一括譲与

地方分権一括措置法の施行に伴う国有財産特別措置法の改正により、法定外公共物である里道・水路のうち現に公共の用に供しているものについては、市町村（特別区を含む）に譲与し、財産管理及び機能管理とも自治事務とするものとし、機能の喪失しているものについては国が直接管理事務を行うこととなった。

譲与手続きは区市町村がその区域内に存する法定外公共物を速やかに特定した上で、国に対してその譲与の申請を行うこととされ、その特定方法は区市町村の事務負担の軽減と時間の短縮を図る観点から極力簡便化されて実施された。

国から示された譲与財産の特定方法は下記のとおりである。

- ① 原則として、不動産登記法第 17 条（平成 16 年法律第 123 号による改正

前のもの)の地図が整備されている区域にあっては当該地図の写しにより、その他の区域にあっては旧土地台帳法施行細則第2条に規定する地図(いわゆる公図)の写しを用いて譲与を受ける法定外公共物の箇所を特定すれば足りることとする。

- ② 里道・水路の起終点は明示することとするが、その幅員及び面積は示す必要がなく、譲与の申請に際して測量図、求積図等の添付は不要とする。

また、譲与の対象となる法定外公共物は、機能が維持されているものに限られるところであるが、この機能の有無の判定に関しては、区市町村の判断を最大限尊重するものであること、さらに譲与財産の特定を行うため、どのような調査を行うかは、区市町村が適切と判断する方法により行えば足りるとされた。

特定作業の後、区市町村は都道府県に対して譲与申請書を提出し、申請を受けた都道府県で対象の法定外公共物について用途廃止を行ってこれを普通財産としたうえで国へ引き継ぎ、次いで国と区市町村間で譲与契約を締結するという手順で譲与が行われた。

原則として地方分権一括措置法施行の日から5年以内、平成12年度から平成16年度まで(東京都においては平成15年度まで)に、法定外公共物に係る国有財産の譲与手続きを完了すべきものとされた。

3 区における法定外公共物の一括譲与申請

平成11年度末に「法定外公共物に係る国有財産の譲与手続きに関するガイドライン」(譲与申請編)が国から示された。

区では平成12年度にまずモデル地区として西新宿六丁目の一部と北新宿二丁目について譲与申請を実施した。

引き続き平成13年度は主に旧四谷区、平成14年度は主に旧牛込区、平成15年度は主に旧淀橋区について、法定外公共物の特定作業及び譲与申請を行った。

譲与申請に当たっては、旧行政区を基本にしてA地区からF地区の6地区に分けて譲与を受けることとし、各年度前期・後期に分けて譲与申請を行った。

(P19資料2「年度別譲与申請地区名一覧」)

その後も追加譲与や錯誤による加除等が発生したが、平成18年度をもって譲与手続きは終了しており、平成28年4月1日現在で、譲与を受けた法定外公共物の件数は401件、その内容は道路397件、水路3件、河川1件となっている。

地区別ではモデル地区33件、A地区30件、B地区16件、C地区25件、D地区47件、E地区56件、F地区194件である。

第3 区における法定外公共物の管理状況

1 条例及び規則の制定

区では、平成16年度に「新宿区特定公共物管理条例」（以下「条例」という。）及び「新宿区特定公共物管理条例施行規則」（以下「規則」という。）を制定し、法定外公共物（条例、規則では「特定公共物」）の管理を行っている。

2 条例に基づく主な管理状況

（1）区の責務

条例第3条は「区は、特定公共物を常に良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって適正な利用が図られるように管理しなければならない。」としている。

区では「道路認定及び特定公共物等の管理」として予算を計上し（平成27年度予算額6,542,000円）、必要な維持補修を行うとともに、道路監察業務も実施している。

予算や実際にかかる経費に関しては、規模の大きい区道と比較すると少額であり、特定公共物の維持管理のみでの計上はおよそ866,000円で、業務も区道と併せて実施している。

東西工事事務所が区内を巡回するとともに、区民からの通報・苦情等にも対応し、路面の補修から除草、障害物の除去等を行っている。

委託や請負で補修工事等を行う場合もあるが、東西工事事務所の職員が原材料等を持参し、直接現地で小規模の補修や除草を行うことが大部分である。

（2）台帳の作成

条例第7条では「区長は、その管理する特定公共物の台帳を調製し、これを保管するものとする。」となっている。

区は前述のとおり401件の法定外公共物の譲与を受け、平成20年度から予算を計上して計画的に調査測量を実施し、管理台帳を作成している。

台帳は公共物に物件番号を付けて物件ごとに調査票を作成し、物件番号、所在地、案内図、境界確定、面積、延長、幅員、写真を掲載してファイルに整備している。

（3）工事や占用等に関する承認及び許可

（P20資料3「平成27年度特定公共物占用・使用許可一覧」）

特定公共物に関する工事や維持を行う場合は、その工事の設計や実施計画について、区長の承認を受けなければならない（条例第6条）。

また、特定公共物に工作物、物件又は施設を設け、継続して占用する場合や特定公共物の敷地を使用する場合等は区長の許可を受けなければならない（条

例第8条・第9条)。

占用及び使用については条例に定めるところに従い、占用料、使用料を納めることとなっている。ただし占用料等については規則により、減額や免除の対象となるものがある。

平成27年度の特定公共物に関する工事等の施工承認は0件（実績なし）、占用許可件数は63件、使用許可件数は1件となっており、特定公共物占用料の歳入の収入済額は5,124,870円であった。

3 法定外公共物に関する情報提供等

特定公共物については前述のとおり台帳を作成しているが、対象箇所は別途住宅地図に物件番号を表示して、リファレンスができるよう整備している。また、GIS（地図情報システム）と連携した端末にデータを格納して窓口でも台帳のデータを閲覧することが可能となっている。

境界確定が行われた箇所については境界確定図を有償（1枚300円）で提供している。

また、区に譲与されていない無地番の国有財産について、法定外公共物としての機能の有無を調査し、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく譲与対象地であるかどうかを証明する「法定外公共物にかかる機能有無の証明書」の発行も行っている。

4 調査測量と区有地境界の確認

法定外公共物を管理するため、境界確定に必要な調査測量を計画的に実施している。平成27年度の実績は4件であった。

また、法定外公共物の払下げ等を希望する区民等から申請があれば、境界が未確定の場合、現地立会いを行い、区有地との境界を確認するとともに、関係者との間で「土地所有権境界確認書」を取り交わしている。平成27年度の実績は11件であった。

なお、国から譲与を受けた401件のうち、平成28年4月1日時点で境界が全て確定しているものは247件、一部未確定部分を含むものは111件で、今後調査測量が実施される予定の37件を含む43件については境界が未確定となっている。

5 法定外公共物の用途廃止

用途廃止とは、公共用財産（里道、水路等）としての用途目的を喪失し、現在及び将来とも公共の用に供する必要がなくなった場合に、行政財産の用途を

廃止し、普通財産とすることをいう（国有財産法第8条、新宿区公有財産規則第2条第1項第7号・第13条）。

用途廃止の手続きは、財産を所管する部長（法定外公共物の場合は、みどり土木部長）から総務部長に対して協議を行い、総務部長は同意または不同意の回答を行う。総務部長から同意の回答を受けたみどり土木部長は、用途廃止の決定を行う。

用途廃止された財産は普通財産となり、当該財産は総務部長に引き継がれる。みどり土木部長から総務部長あて公有財産引継書その他関係書類が送付され、総務部長からみどり土木部長あて公有財産受領書を送付する。

以下「6 法定外公共物の処分等」に述べる処分等に伴い、随時、用途廃止の手続きを行っている。

6 法定外公共物の処分等

(1) 売払い

法定外公共物のうち、宅地等の一部となっているなど現況において既に公共物としての機能を喪失し、将来の利用の見込みがないものについては、宅地等の所有者等から払い下げの申し出があった場合に、財産管理者であるみどり土木部長から総務部長に用途廃止協議を行う。

協議を行う前提として、対象の法定外公共物が宅地等の一部として長期間占有され続けており、公共用財産としての機能を喪失していること、公共用下水道の敷設等がないこと、区として今後の利用計画がなく、境界が確定し、隣接する土地所有者等の承諾が得られていること等を確認している。

総務部に引き継がれた法定外公共物については、用途廃止申請者から区有地売払申請書の提出を受け、近傍の取引事例、地価公示価格、東京都地価調査（基準地価格）、財産評価基準路線価等を用いて売払い価格を算定する。

財産の売払い価格については、新宿区公有財産運用・価格審査会の議を経て決定される。その後事案決定規程に基づき区長の決定を受ける。

平成14年度からの実績は56件、売払い面積は1,298.99㎡、売払い金額の合計は431,301,563円である。

売払一覧

| 年度 | 申請箇所 | 面積(m ²) | 価格(円) | 年度 | 申請箇所 | 面積(m ²) | 価格(円) |
|----|---------|---------------------|------------|---------|---------|---------------------|------------|
| 27 | 高田馬場四丁目 | 52.27 | 24,360,000 | 20 | 新宿四丁目 | 20.65 | 10,036,000 |
| | 大久保二丁目 | 3.31 | 429,000 | | 本塩町 | 16.02 | 4,115,000 |
| | 大久保二丁目 | 4.06 | 526,000 | | 大久保二丁目 | 1.75 | 230,000 |
| | 上落合二丁目 | 21.51 | 6,009,000 | | 新宿四丁目 | 10.11 | 23,390,000 |
| 26 | 新宿七丁目 | 24.71 | 3,494,000 | | 新宿四丁目 | 19.13 | 6,691,000 |
| | 中井一丁目 | 15.08 | 1,346,000 | | 新宿四丁目 | 12.87 | 4,502,000 |
| | 高田馬場三丁目 | 4.54 | 493,498 | | 下落合一丁目 | 23.35 | 4,203,000 |
| | 高田馬場三丁目 | 32.81 | 3,420,000 | | 新宿七丁目 | 10.76 | 2,180,000 |
| | 高田馬場三丁目 | 7.05 | 740,000 | | 19 | 高田馬場三丁目 | 16.21 |
| 25 | 山吹町 | 30.2 | 27,620,000 | | | 三栄町 | 23.86 |
| | 山吹町 | 20.66 | | 三栄町 | | 6.6 | 5,808,000 |
| | 上落合二丁目 | 12.39 | 1,850,000 | 新宿四丁目 | | 31.94 | 27,263,984 |
| | 市谷薬王寺町 | 4.09 | 1,400,000 | 山吹町 | 16.35 | 2,894,000 | |
| 24 | 高田馬場三丁目 | 14.16 | 1,070,000 | 18 | 中落合一丁目 | 12.61 | 1,176,000 |
| | 高田馬場三丁目 | 12.15 | 1,674,000 | 17 | 中落合三丁目 | 28.1 | 2,455,000 |
| 23 | 新宿七丁目 | 42.69 | 7,774,000 | | 下落合一丁目 | 87.55 | 12,245,000 |
| | 新宿七丁目 | 27.88 | 5,078,000 | | 中落合一丁目 | 9.84 | 1,328,000 |
| | 上落合三丁目 | 9.45 | 1,008,000 | | 中落合一丁目 | 7.05 | 953,000 |
| | 上落合三丁目 | 9.45 | 1,008,000 | | 上落合三丁目 | 2.66 | 347,000 |
| | 新宿四丁目 | 63.82 | 18,789,000 | | 中落合三丁目 | 46.35 | 4,165,000 |
| | 新宿四丁目 | 36.12 | 10,634,000 | | 本塩町 | 35.19 | 5,769,000 |
| | 新宿四丁目 | 36.11 | 10,631,000 | | 16 | 高田馬場四丁目 | 3.79 |
| | 中落合二丁目 | 32.86 | 3,451,000 | 下落合一丁目 | | 164.51 | 65,352,000 |
| 22 | 西早稲田一丁目 | 6.76 | 1,805,000 | 西新宿四丁目 | | 4.91 | 1,432,000 |
| 21 | 新宿四丁目 | 30.39 | 65,733,570 | 新宿六丁目 | | 26.49 | 3,078,000 |
| | | | | 中井一丁目 | 8.61 | 825,000 | |
| | | | | 西新宿四丁目 | 7.49 | 863,000 | |
| | | | | 歌舞伎町一丁目 | 35.47 | 4,840,000 | |
| | | | | 15 | 上落合三丁目 | 4.39 | 365,000 |
| | | | | | 新宿六丁目 | 39.88 | 7,008,511 |
| | | | | 14 | 上落合三丁目 | 9.97 | 840,000 |
| | | 計 | | 56件 | 1298.99 | 431,301,563 | |

(2) 交換

区において、公用又は公共用に供するため、区以外の者の所有する財産を必要とするとき、又は、国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、区の普通財産を必要とするときには、区以外の者の所有する同一種類の財産その他必要とする財産と交換することができる。

これまで都有地との交換や民間事業者等との交換の実績がある。

交換一覧

| 年度 | 申請地 | 面積 (㎡) | 内 容 | 備 考 |
|----|---------|--------|------|---|
| 27 | 高田馬場一丁目 | 125 | 土地交換 | 土地交換用地として西武鉄道(株) 所有地と交換 (譲渡地) 西武新宿線高田馬場駅構内の土地 (譲受地) 都市計画道路補助72号線第Ⅰ期事業区域内の土地 |
| 25 | 高田馬場三丁目 | 15.64 | 土地交換 | 土地交換用地として東京電力(株) 所有地と交換 (譲渡地) 東京電力(株) 目白変電所内の土地 (譲受地) 法定外公共物に接続する道路伏の土地 |
| | 上落合三丁目 | 127.89 | 土地交換 | 土地交換用地として民有地と交換 (譲渡地) 宅地内の土地 (譲受地) 隣接する特別区道区域内の民有地 |
| 19 | 西新宿四丁目 | 13.52 | 土地交換 | 土地交換用地として都有地と交換 (譲渡地) 旧都営角筈住宅跡地内の土地 (譲受地) 特別区道区域内の都有地 |
| | 西新宿四丁目 | 12.47 | | |
| 計 | 5件 | 294.52 | | |

(3) 無償譲渡

区は、国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、国又は当該団体に譲渡するとき等、定められた事項に該当する場合は、普通財産を無償で、又は時価より低い価格で譲渡することができる。

これまで東京都との間で、東京都市計画事業北新宿地区第二種市街地再開発事業区域内及び東京都市計画道路事業区域内の土地を無償譲渡している。

無償譲渡一覧

| 年度 | 申請地 | 面積 (㎡) | 内 容 | 備 考 |
|----|--------|--------|------|---|
| 25 | 津久戸町 | 16.98 | 無償譲渡 | 東京都市計画道路の事業区域内にあるため 都庁に無償譲渡 →東京都市計画道路事業幹線街路放射第25号線整備事業 (事業中) |
| | 市谷薬王寺町 | 38.84 | 無償譲渡 | 東京都市計画道路の事業区域内にあるため 都庁に無償譲渡 →東京都市計画道路事業幹線街路環状3号線整備事業 (事業中) |
| 21 | 北新宿二丁目 | 108.64 | 無償譲渡 | 東京都市計画事業北新宿地区第二種市街地再開発事業区域内にあるため都庁に無償譲渡 →東京都市計画事業北新宿地区第二種市街地再開発事業 (事業完了済) |
| 16 | 北新宿二丁目 | 143.27 | 無償譲渡 | 東京都市計画事業北新宿地区第二種市街地再開発事業区域内にあるため都庁に無償譲渡 →東京都市計画事業北新宿地区第二種市街地再開発事業 (事業完了済) |
| | 北新宿二丁目 | 44.07 | | |
| 計 | 5件 | 351.8 | | |

(4) 貸付

区は、国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するとき、もしくは区の事務又は事業を補佐する公共団体が、区の指導監督を受け、当該事務又は事業の用に供するとき等においては、無償で、又は時価よりも低い貸付料で貸し付けることができる。

これまで私立認可保育園設置のため社会福祉法人へ貸し付けたもの、及び(仮称)新国立競技場建設予定地について貸し付けたものがある。いずれも有償貸付である。

貸付一覧

| 年度 | 申請地 | 面積 (㎡) | 内 容 | 備 考 |
|----|------|---------|------|--|
| 27 | 霞ヶ丘町 | 866.62 | 一時貸付 | (仮称) 新国立競技場建設予定地のため一時貸付 |
| | 霞ヶ丘町 | 315.99 | | |
| 24 | 大京町 | 474.74 | 貸付 | 私立認可保育園設置のため貸付。 平成23年10月新宿三つの木保育園もりさんかくしかく開園 |
| 21 | 大京町 | 739.2 | 一部貸付 | 私立認可保育園設置のため一部貸付。 平成23年10月新宿三つの木保育園もりさんかくしかく開園 ※一部は慶應義塾大学病院と土地交換 |
| 計 | 4件 | 2396.55 | | |

(5) 用途変更

法定外公共物について、その機能が廃滅した状態で区有施設の敷地内に存する場合等には、用途廃止を行い、いったん普通財産とした上で、改めて現況の用途への変更を行っている。

これまでの実績は、小学校等の敷地内の法定外公共物を教育財産に用途変更したものがある。

用途変更一覧

| 年度 | 用途廃止・変更対象 | 場所 |
|----|-----------|---------|
| 24 | 下落合二丁目 | 落合中学校 |
| | 下落合二丁目 | |
| | 百人町二丁目 | 戸山小学校 |
| | 西落合一丁目 | 落合第二中学校 |
| 19 | 上落合三丁目 | 落合第五小学校 |
| 13 | 北新宿二丁目 | 柏木小学校 |
| 計 | 6件 | |

Ⅲ 監査の結果

Ⅲ 監査の結果

第1 総括意見

地方分権一括措置法の施行により、国から法定外公共物の譲与を受けてから、10 数年が経過したところであるが、この間、区では条例・規則を定めて台帳の調製や維持管理等を行ってきた。

また、今回の監査でも見られたように、通常の通行を確保しつつ駐輪場の設置や、私有地との土地交換等を行うなど、法定外公共物の活用も図ってきた。

一方で、その管理において課題が見えてきたところもある。

今回、監査の対象とした法定外公共物の管理について、提出された関係書類・実地監査・対象部局の事情聴取等から監査結果を以下のとおり着眼点別に総括する。

1 法定外公共物の管理は適正に行われているか

法定外公共物については、条例・規則に則り、条例で定められた台帳の調製・保管、占使用の許可等は適正に行われており、占用料及び使用料についても適正に納入され、不納欠損・収入未済も生じていなかった。

また、実際の現場においても、東西工事事務所により道路と併せて定期的に巡回が行われ、委託や請負による補修のほか、日常の小規模補修は直営で迅速に行い、必要な時期に合わせて順番に除草を実施するなど、良好な状態を保持する体制がとられていた。

法定外公共物は件数も多いため、効率的な管理が望まれる一方、中には区民生活に密着した小さな通路等も含まれることから、その管理については常に現況を把握し、安全に十分配慮して実施していくことが重要である。

今後も、条例に沿って台帳の調製や保管、占使用の許可等の事務を遅滞なく行うとともに、現場においても巡回や補修等については区道と併せて効率的に実施し、安全確保に努められたい。

2 法定外公共物に係る台帳の記録や資料の保存等は適切に行われているか

法定外公共物の台帳は、調書の様式や記載事項、整備すべき資料等が政令等により詳細に規定されている道路法上の道路台帳と異なり、様式や記載事項等に関しては各自治体の判断に任されている。

台帳については調査測量に基づき、前述の通り物件ごとに情報が整備され、

台帳として保管されている。占用状況については別途、記録や資料が保管されていた。

この他、国から無償譲与を受けた際の契約書や関係起案、用途廃止、売払いに係る起案や関係書類等も適切に保管されていた。

区民等への情報提供については、窓口を設置されている端末で番地により検索が可能となっているほか、住宅地図でも確認ができる体制となっていた。

今後も引き続き台帳管理や資料の保存を適切に行うとともに、特に境界確定等に係る案件については、関係者も多く、確定までに長期間を要することもあるため、資料や記録の作成・保存に十分に留意し、円滑な事業執行に努められたい。

3 法定外公共物の活用・処分等が効果的に行われているか

今回の監査においては、法定外公共物の一部について自転車駐輪場に活用している事例や工事用の資材置き場として使用しているものが見られた。

また、民間事業者の敷地内にある法定外公共物と区道に接続した事業者の所有地を交換し、道路を整備して区道への編入を行ったもの、鉄道事業者との間で鉄道施設内にある法定外公共物と区の道路整備予定地である事業者の所有地を交換したもの等があった。また、今後も法定外公共物と民有地との交換が予定されており、効率的な事業運営につなげていた。

処分については、譲与を受けた法定外公共物の払下げ申請があったものに対し、適正な手続きにより売払いを行っていた。

一方で、国から譲与された法定外公共物のうち、現在も一部境界確定作業の終了していないものがあった。法定外公共物について現時点で境界が未確定のものは、関係者全員の立会いと同意を求めることが困難なもの等があり、確定が非常に難しい面もある。

引き続き境界確定に地道に取り組むとともに、機会を捉えて法定外公共物の効果的な活用・処分等を検討されたい。

以上のことから、法定外公共物の管理についてはおおむね適正であると認められる。

今後も法定外公共物の管理を適正に行うとともに、積極的な活用等が行われるよう努められたい。

第2 今後に向けて

法定外公共物は、従来から区が管理を行ってきた区道と異なり、区に譲与されてから期間が短く、譲与以前には財産管理は都の機関委任事務、機能管理は区の固有事務とされており、複雑な部分があったことが否めない。これまで、区は申出に応じて法定外公共物の処分を行ってきたが、国からの譲与の際、簡便な特定方法（P4 参照）を実施したことから、譲与された法定外公共物の一部に長期占有物件が含まれており、これらの物件への対応が課題となっている。

このような状況のもと、区として、今後は法定外公共物の活用・処分等について、一定の方針を定めていくことが望ましい。

方針策定に当たっては、法定外公共物の現況や様態から有効活用の図れるもの、処分等が可能なもの等、一定の分類整理を行うとともに、長期占有物件については、これまでの申出方式とは異なる形の売払い方法を検討していく必要がある。

法定外公共物は、従来からの区所有の特定公共物も含め、件数も多く、その現況も様々であるが、区として、限られた予算、人員の中での今後の方針や取り組み方について十分に検討されたい。

資 料 等

別表 1 監査委員による実地監査実施状況

| 実施日 | 実地監査場所 | 対象部課 |
|------------------|---|-----------------|
| 平成 28 年 6 月 28 日 | 西新宿四丁目 (2 件) 北新宿二丁目 (3 件) 高田馬場三丁目 (1 件) | みどり土木部 土木管理課 |

別表 2 監査委員による質問実施状況

| 実施日 | 内容 | 対象部課 |
|-----------------|--|---|
| 平成 28 年 7 月 1 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定外公共物の管理について ・ 法定外公共物に係る台帳及び資料等について ・ 法定外公共物の活用及び処分について | 総務部 契約管財課 みどり土木部 土木管理課 道路課 交通対策課 |

資料1 区内における法定外公共物

●法定外公共物の例



(北新宿二丁目)



(北新宿二丁目)



(西早稲田一丁目)



(新宿中央公園・公園内に法定外公共物が含まれている)

●法定外公共物の活用例

一部を駐輪場として活用



(西新宿五丁目)

土地交換により区道へ編入



(高田馬場三丁目)

資料2

年度別譲与申請地区名一覧

| 年度 | 地区 | 件数 | 延長(m) | 面積(m ²) | |
|----|-------|-----|--------|---------------------|---|
| 12 | モデル地区 | 33 | 1,064 | 1,827 | 西新宿六丁目の一部、北新宿二丁目 |
| 13 | A地区 | 30 | 2,475 | 13,023 | 四谷一丁目～四丁目、坂町、本塩町、片町、三栄町、荒木町 若葉一丁目～三丁目、左門町、須賀町、大京町、信濃町 南元町、内藤町、舟町、霞岳町、西新宿六丁目 |
| | B地区 | 16 | 626 | 944 | 新宿一丁目・二丁目・四丁目～六丁目、余丁町、富久町 市谷台町、住吉町 |
| 14 | C地区 | 25 | 1,011 | 2,437 | 下宮比町、津久戸町、揚場町、神楽坂一丁目～五丁目 袋町、若宮町、北町、中町、南町、払方町、細工町 納戸町、二十騎町、市谷船河原町、市谷田町一丁目～三丁目 市谷砂土原町一丁目～三丁目、市谷鷹匠町、市谷左内町 市谷長延寺町、市谷八幡町、市谷本村町、 市谷加賀町一丁目・二丁目、市谷甲良町、市谷柳町、市谷薬王寺町 市谷仲之町、河田町、若松町、南山伏町 西新宿七丁目・八丁目、上落合三丁目 |
| | D地区 | 47 | 2,042 | 3,813 | 新小川町、筑土八幡町、白銀町、東五軒町、西五軒町、水道町 改代町、築地町、赤城元町、赤城下町、神楽坂六丁目 神楽坂六丁目、岩戸町、横寺町、箆笥町、矢来町、北山伏町 市谷山伏町、南榎町、東榎町、弁天町、天神町、中里町、山吹町 榎町、喜久井町、早稲田町、早稲田鶴巻町、早稲田南町 原町一丁目～三丁目、戸塚町一丁目、馬場下町 戸山一丁目～三丁目、中落合四丁目、西落合一丁目～四丁目 |
| 15 | E地区 | 56 | 1,551 | 4,020 | 新宿三丁目・七丁目、歌舞伎町一丁目・二丁目 大久保一丁目～三丁目、西新宿一丁目～五丁目 北新宿一丁目・三丁目・四丁目、百人町一丁目～四丁目 |
| | F地区 | 194 | 5,358 | 13,059 | 西早稲田一丁目～三丁目、高田馬場一丁目～四丁目 上落合一丁目・二丁目、下落合一丁目～四丁目 中落合一丁目～三丁目、中井一丁目・二丁目 西落合一丁目～四丁目 |
| 合計 | | 401 | 14,127 | 39,123 | |

※延長(m)及び面積(m²)は概数である。

資料3

平成27年度特定公共物占用・使用許可一覧

占用許可件数63件

| | 占用場所 | 占用目的 | 占用期間 | 区分 |
|----|----------|---------|-----------------|----|
| 1 | 高田馬場2丁目 | 工事用施設 | 27.4.1～32.3.31 | 有料 |
| 2 | 新宿4丁目 | その他通路 | 27.4.1～32.3.31 | 有料 |
| 3 | 三栄町 | その他通路 | 27.4.1～32.3.31 | 有料 |
| 4 | 西落合4丁目 | その他通路 | 27.4.1～32.3.31 | 有料 |
| 5 | 上落合3丁目 | 上空通路 | 27.4.1～32.3.31 | 有料 |
| 6 | 中落合1丁目 | 排水施設 | 27.4.1～32.3.31 | 有料 |
| 7 | 中落合1丁目 | 排水施設 | 27.4.1～32.3.31 | 有料 |
| 8 | 西新宿4丁目 | 排水施設 | 27.4.1～32.3.31 | 有料 |
| 9 | 新宿5丁目 | 架空線、柱類 | 27.4.1～32.3.31 | 有料 |
| 10 | 歌舞伎町1丁目 | 仮囲 | 27.4.9～28.2.29 | 有料 |
| 11 | 歌舞伎町1丁目 | 仮囲 | 27.4.1～27.12.31 | 有料 |
| 12 | 歌舞伎町1丁目 | 足場 | 27.4.9～27.5.31 | 有料 |
| 13 | 山吹町 | 足場、仮囲 | 27.4.1～27.11.30 | 有料 |
| 14 | 信濃町 | 共架電線、管路 | 27.4.1～32.3.31 | 有料 |
| 15 | 新宿7丁目 | 足場 | 27.4.14～27.5.10 | 有料 |
| 16 | 水道町 | 足場、仮囲 | 27.6.6～27.6.21 | 有料 |
| 17 | 山吹町 | 足場 | 27.7.13～27.8.31 | 有料 |
| 18 | 歌舞伎町1丁目 | 足場 | 27.11.1～28.2.29 | 有料 |
| 19 | 歌舞伎町1丁目 | 足場 | 28.2.10～28.2.29 | 有料 |
| 20 | 若葉 | 給水管 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 21 | 上落合3丁目 | 給水管 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 22 | 大京町 | 公用施設 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 23 | 西落合1丁目 | 防災倉庫 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 24 | 大京町 | その他通路 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 25 | 西落合1丁目 | その他通路 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 26 | 下落合2丁目 | その他通路 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 27 | 百人町2丁目 | その他通路 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 28 | 新宿6丁目 | その他通路 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 29 | 西新宿4丁目 | 自転車置場 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 30 | 高田馬場2丁目 | 自転車置場 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 31 | 北新宿3丁目地内 | 法4級基準点 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 32 | 北新宿2丁目 | 取付管 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 33 | 大京町 | 説明板 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 34 | 新宿7丁目 | 水道施設 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 35 | 西新宿5丁目 | 児童遊園設置 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 36 | 四谷坂町 | 児童遊園設置 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 37 | 北新宿3丁目 | 下水道施設新設 | 27.7.21～32.3.31 | 免除 |
| 38 | 天神町 | 汚水樹新設 | 27.11.1～32.3.31 | 免除 |
| 39 | 北新宿2丁目 | 下水管の敷設 | 28.1.20～32.3.31 | 免除 |
| 40 | 北新宿2丁目 | 管路 | 27.4.15～32.3.31 | 免除 |

| | 占用場所 | 占用目的 | 占用期間 | 区分 |
|----|---------|------------|------------------|----|
| 41 | 信濃町 | 電柱 | 27.5.15～32.3.31 | 有料 |
| 42 | 若葉 | 電柱、柱類 | 27.8.20～32.3.31 | 有料 |
| 43 | 北新宿3丁目 | 電柱 | 28.1.6～32.3.31 | 有料 |
| 44 | 西早稲田1丁目 | 管路 | 28.1.12～32.3.31 | 有料 |
| 45 | 下落合4丁目 | 電柱 | 28.1.14～32.3.31 | 免除 |
| 46 | 下落合4丁目 | 管路 | 28.2.12～28.3.31 | 有料 |
| 47 | 下落合4丁目 | 管路 | 28.2.10～32.3.31 | 有料 |
| 48 | 下落合2丁目 | 共架電線 | 28.3.1～32.3.31 | 有料 |
| 49 | 西新宿4丁目 | 給水管新設及び撤去 | 27.3.10～32.3.31 | 免除 |
| 50 | 若葉 | 取付管及び樹補修 | 27.7.23～32.3.31 | 免除 |
| 51 | 北新宿3丁目 | 取付管及び汚水樹更新 | 27.4.1～32.3.31 | 免除 |
| 52 | 西早稲田1丁目 | 管路、汚水樹新設 | 27.9.10～32.3.31 | 免除 |
| 53 | 北新宿2丁目 | 下水管の敷設 | 27.9.10～32.3.31 | 免除 |
| 54 | 西早稲田1丁目 | 引込管新設及び撤去 | 27.10.15～32.3.31 | 免除 |
| 55 | 高田馬場3丁目 | 給水管新設及び撤去 | 27.10.26～32.3.31 | 免除 |
| 56 | 西早稲田1丁目 | 供給管新設 | 27.10.20～32.3.31 | 免除 |
| 57 | 天神町 | 給水管撤去 | 27.11.2～28.2.1 | 免除 |
| 58 | 天神町 | 給水管新設及び撤去 | 27.11.2～32.3.31 | 免除 |
| 59 | 四谷坂町 | 供給管新設及び撤去 | 27.11.19～32.3.31 | 免除 |
| 60 | 四谷坂町 | 下水道施設新設 | 27.11.20～32.3.31 | 免除 |
| 61 | 四谷坂町 | 給水管新設及び撤去 | 27.11.24～32.3.31 | 免除 |
| 62 | 原町 | 管路新設及び撤去 | 28.2.5～32.3.31 | 免除 |
| 63 | 四谷坂町 | 供給管新設及び撤去 | 28.2.5～32.3.31 | 免除 |

使用許可件数1件

| | 占用場所 | 占用目的 | 占用期間 | 区分 |
|---|------|------|----------------|----|
| 1 | 馬場下町 | 通路 | 27.4.1～32.3.31 | 有料 |

【資料4】

新宿区特定公共物管理条例

平成16年12月6日

条例第67号

改正 平成19年3月23日条例第21号

平成21年6月19日条例第51号

平成22年3月24日条例第15号

平成24年3月22日条例第31号

平成25年3月22日条例第20号

平成28年3月22日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがあるもののほか、新宿区(以下「区」という。)に存する特定公共物の管理又は利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21条例51・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例において「特定公共物」とは、次に掲げるもので、一般公共の用に供するものをいう。

(1) 区が所有する土地(以下「区有地」という。)における道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)が適用されない道路(新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるものを除く。)

(2) 区有地における河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、又は準用されない河川、水路、溝渠その他これらに類するもの(規則で定めるものを除く。)

(3) 前2号に掲げるものに附属する工作物、物件又は施設

(平21条例51・一部改正)

(区の責務)

第3条 区は、特定公共物を常に良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって適正な利用が図られるように管理しなければならない。

(境界地の特定公共物の管理)

第4条 区の区域の境界に係る特定公共物については、区長は、隣接する区の区長と協議してその管理方法を定めることができる。

(工事原因者に対する工事施行命令等)

第5条 区長は、特定公共物に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた特定公共物に関する工事又は特定公共物を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは特定公共物の補強、拡張その他特定公共物の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた特定公共物に関する工事又は特定公共物の維持を当該工事の施行者又は行為者に施行させることができる。

2 区長は、他の工事又は他の行為により必要を生じた特定公共物に関する工事又は特定公共物の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(承認工事)

第6条 前条第1項の規定による場合のほか、特定公共物に関する工事又は特定公共物の維持を行おうとする者は、特定公共物に関する工事の設計及び実施計画について、区長の承認を受けなければならない。

(台帳)

第7条 区長は、その管理する特定公共物の台帳を調製し、これを保管するものとする。

(占有の許可)

第8条 特定公共物(第2条第1号及び第3号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)に、法第32条第1項第1号から第6号まで又は道路法施行令(昭和27年政令第479号。別表において「政令」という。)第7条各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して特定公共物を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用の許可)

第9条 特定公共物(第2条第2号及び第3号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を使用して、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 流水水面又は敷地を使用すること。
- (2) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。
- (3) 流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。
- (4) 特定公共物へ汚水等を放流すること。
- (5) 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。

(6) 前各号のほか、特定公共物に関し工事(第5条第1項の規定により他の工事の施行者又は行為者が行う工事及び第6条の規定により承認を受けた者が行う工事を除く。)を行い、又は特定公共物を本来の目的以外に使用すること。

(承認又は許可の条件)

第10条 区長は、第6条の規定による承認(以下「工事等の承認」という。)又は第8条の規定による占用の許可若しくは前条の規定による使用の許可(以下「占用等の許可」という。)をする場合において、特定公共物の管理又は利用のため必要があると認めるときは、工事等の承認又は占用等の許可に必要な条件を付することができる。

(承認及び許可の期間並びに更新の申請)

第11条 工事等の承認及び占用等の許可の期間は、5年以内とする。ただし、区長が特に必要があると認めたものについては、10年以内とすることができる。

2 工事等の承認及び占用等の許可の期間が満了した場合において、これを更新しようとする場合の期間についても、前項と同様とする。

3 前項の更新をしようとするときは、規則で定めるところにより、区長に対し更新の申請をしなければならない。

(許可物件の管理等)

第12条 占用等の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)は、占用等の許可に係る工作物、物件又は施設(以下「許可物件」という。)を常に良好な状態に維持管理しなければならない。

2 占用者等は、許可物件の維持管理の状況について区長が報告を求めたときは、速やかに許可物件を調査し、報告しなければならない。

(占用料等)

第13条 占用者等は、占用料又は使用料(以下「占用料等」という。)を納めなければならない。

2 占用料の額は、別表のとおりとする。

3 使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき月額634円とし、その額に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(平19条例21・平22条例15・平25条例20・平28条例23・一部改正)

(占用料等の減免)

第14条 区長は、規則で定めるところにより、占用料等を減額し、又は免除することができる。

(占用料等の返還)

第15条 既に納めた占用料等は、返還しない。ただし、区長が第26条第2項の規定により占用等の許可を取り消した場合においては、当該占用等の許可を取り消した日の属する月の翌月以降の分の占用料等は、返還する。

(延滞金)

第16条 延滞金は、当該督促に係る占用料等の額が1,000円以上である場合に徴するものとし、その額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該占用料等の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が100円未満である場合は、徴収しない。

(検査を受ける義務)

第17条 占用者等は、許可物件が完成したときは、区長の検査を受けなければならない。

(地位の承継)

第18条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他占用者等の一般承継人は、被承継人が有していた占用等の許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかに区長に届け出なければならない。

(権利の譲渡等の制限)

第19条 占用者等は、占用等の許可に基づく権利を、他人に譲渡し、又は貸し付け、若しくは担保に供してはならない。ただし、規則で定めるところにより区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(国等の特例)

第20条 国、地方公共団体等の行う事業のための占用等の許可については、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ区長と協議すれば足りる。

(許可の失効)

第21条 次に掲げる事由が生じたときは、当該占用等の許可は、その効力を失う。

- (1) 占用等の許可の期間が満了したとき。
- (2) 占用者等が死亡し、又は解散した場合において、承継人がいないとき。
- (3) 占用等の許可を受けた目的を事実上達成することができなくなったとき。
- (4) 第26条の規定により占用等の許可が取り消され、又は効力を停止されたとき。
- (5) 区長が特定公共物の用途を廃止したとき。

(廃止及び原状回復)

第22条 占有者等は、占有等の許可が失効したとき又は特定公共物の占有若しくは使用を廃止したときは、区長に届出を行うとともに、許可物件を除去し、当該箇所を原状に回復しなければならない。ただし、区長が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(特定公共物に関する禁止行為)

第23条 何人も特定公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに特定公共物を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに特定公共物に^{じんがい}塵芥、汚物、石、土砂、竹木、汚水、廃棄物等を投棄すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特定公共物の構造の保全又はその利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第24条 区長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、特定公共物の構造を保全し、又はその利用に対する危険を防止するため、特定公共物の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 特定公共物の破損、欠壊その他の事由によりその利用が危険であると認められる場合
- (2) 特定公共物に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(隣接する土地等の管理者の義務)

第25条 特定公共物に隣接する土地、工作物その他の物件(以下「土地等」という。)の管理者は、当該土地等が特定公共物の構造に損害を及ぼし、又はその利用に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設置し、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 区長は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地等の管理者に対して、同項に規定する施設を設置し、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(監督処分)

第26条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事等の承認若しくは占有等の許可を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、その条件を停止し、若しくは新たな条件を追加し、又は行為若しくは工事の中止、特定公共物に存する工作物、物件

若しくは施設の改築、移転、除却若しくは当該工作物、物件若しくは施設により生ずべき損害を予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは特定公共物を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) 工事等の承認又は占用等の許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により承認又は許可を受けた者

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、占用者等に対して、前項に規定する処分をし、又は措置をとることを命ずることができる。

- (1) 特定公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 特定公共物の構造又はその利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特定公共物の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(損失の補償)

第27条 区長は、占用者等が前条第2項第2号又は第3号の規定による処分によって通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 区長は、前項の規定による補償の原因となった損失が前条第2項第3号の規定による処分に因るものである場合においては、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。

(立入検査)

第28条 区長は、特定公共物に関する調査、測量若しくは工事又は特定公共物の維持のため、その職員又は委任した者を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合には、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の規定に違反して特定公共物に関する工事又は特定公共物の維持を行った者
- (2) 第8条又は第9条の規定に違反して特定公共物を占用し、又は使用した者
- (3) 第10条又は第26条第1項の規定により工事等の承認又は占用等の許可に付した条件に違反した者

- (4) 第23条の規定に違反した者
- (5) 第26条の規定による区長の命令に違反した者

(平19条例21・一部改正)

(規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平21条例51・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(新宿区公共溝渠管理条例の廃止)

- 2 新宿区公共溝渠管理条例(昭和28年新宿区条例第15号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月23日条例第21号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。

- (1) 第29条の改正規定

- (2) 別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項の改正規定(「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改める部分に限る。)

- (3) 別表に政令第7条第8号に掲げる器具の項を加える改正規定

- (4) 別表許可物件の欄の改正規定

- 2 この条例による改正後の新宿区特定公共物管理条例第13条第3項及び別表(政令第7条第8号に掲げる器具の項を除く。)の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成21年6月19日条例第51号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年9月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日条例第15号)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の第13条第3項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占

用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月22日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第13条第3項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月22日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第13条第3項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。

別表(第13条関係)

(平19条例21・平22条例15・平24条例31・平25条例20・平28条例23・一部改正)

| 許可物件 | | 単位 | 占用料 |
|--------------------|-----------------|-------------|--------|
| 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 第1種電柱 | 1本につき1年 | 9,450 |
| | 第2種電柱 | | 14,600 |
| | 第3種電柱 | | 19,900 |
| | 第1種電話柱 | | 5,370 |
| | 第2種電話柱 | | 8,680 |
| | 第3種電話柱 | | 11,900 |
| | その他の柱類 | | 730 |
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルにつき | 97 |
| | 地下に設ける電線その他の線類 | 1年 | 46 |
| | 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 7,450 |
| | 地下に設ける変圧器 | 占用面積1平方メートル | 4,960 |

| | | | | |
|-------------------|----------------------------|------------------|------------------|----------|
| | | | ルにつき1年 | |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | | 1個につき1年 | 15,300 |
| | 広告塔 | | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 73,600 |
| | その他のもの | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 13,500 |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.04メートル未満のもの | | 長さ1メートルにつき1年 | 180 |
| | 外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの | | | 310 |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | | 460 |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | | 730 |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | | 970 |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | | 1,480 |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | | 2,010 |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | | 3,460 |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | | 4,960 |
| | 外径が1メートル以上のもの | | | 9,940 |
| 法第32条第1項第3号に掲げる施設 | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 10,400 | |
| 法第32条第1項第4号に掲げる施設 | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 13,500 | |
| 法第32条第 | 地下街及び地下室 | 階数が1のもの | 占用面積1平方メートル | Aに0.004を |

| | | | | |
|-------------------|-------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 1項第5号に掲げる施設 | | | ルにつき1年 | 乗じて得た額 |
| | | 階数が2のもの | | Aに0.006を乗じて得た額 |
| | | 階数が3以上のもの | | Aに0.007を乗じて得た額 |
| | | 上空に設ける通路 | | 37,200 |
| | | 地下に設ける通路 | | 27,800 |
| | その他のもの | | 14,200 | |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの | | 占用面積1平方メートルにつき1日 | 510 |
| | その他のもの | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 73,600 |
| 政令第7条第1号に掲げる物件 | 看板(アーチ式であるものを除く。) | | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 73,600 |
| | 標識 | | 1本につき1年 | 12,300 |
| | 旗ざお及び幕 | 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの | 占用面積1平方メートル又は1本につき1日 | 510 |
| | | | その他のもの | 占用面積1平方メートル又は1本につき1年 |
| | | アーチ式工作物 | 車道を横断するもの | 1基につき1年 |
| その他のもの | | | 374,500 | |
| 政令第7条第2号に掲げる工作物 | | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 23,200 |
| 政令第7条第3号に掲げる施設 | | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.024を乗じて得た額 |
| 政令第7条第4号に掲げる工事用施設 | 板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場 | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 21,000 |
| | 危険防止施設 | | | 6,340 |

| | | | | |
|---------------------------------------|----------------------------|----------------|------------------|----------------|
| 及び同条第5号に掲げる工事用材料置場 | 詰所 | | | 48,900 |
| 政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設 | | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 13,500 |
| 政令第7条第8号に掲げる施設 | 上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | 階数が1のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.006を乗じて得た額 |
| | | 階数が2のもの | | Aに0.008を乗じて得た額 |
| | | 階数が3のもの | | Aに0.011を乗じて得た額 |
| | | 階数が4以上のもの | | Aに0.012を乗じて得た額 |
| | その他のもの | Aに0.024を乗じて得た額 | | |
| 政令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物 | 階数が1のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.006を乗じて得た額 |
| | | 階数が2のもの | | Aに0.008を乗じて得た額 |
| | | 階数が3のもの | | Aに0.011を乗じて得た額 |
| | | 階数が4以上のもの | | Aに0.012を乗じて得た額 |
| | その他のもの | Aに0.006を乗じて得た額 | | |
| 政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 | 上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | 階数が1のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.006を乗じて得た額 |
| | | 階数が2のもの | | Aに0.008を乗じて得た額 |

| | | | | |
|-----------------|--|-----------|------------------|--------------------|
| | | 階数が3のもの | | Aに0.011を 乗じて得た額 |
| | | 階数が4以上のもの | | Aに0.012を 乗じて得た額 |
| | その他のもの | | | Aに0.024を 乗じて得た額 |
| 政令第7条第12号に掲げる器具 | | | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.024を 乗じて得た額 |
| 政令第7条第13号に掲げる施設 | 上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの | 階数が1のもの | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.006を 乗じて得た額 |
| | | 階数が2のもの | | Aに0.008を 乗じて得た額 |
| | | 階数が3のもの | | Aに0.011を 乗じて得た額 |
| | | 階数が4以上のもの | | Aに0.012を 乗じて得た額 |
| | その他のもの | | | Aに0.024を 乗じて得た額 |

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については、5割減とする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。
- 8 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が年度の中途において開始し、又は終了するときは、月割をもって計算し、占有開始の日の属する月から占有終了の日の属する月までの月数によるものとする。なお、占有の期間が30日に満たないものについては、1か月として計算するものとする。
- 9 占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、占有の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては100円)とする。ただし、当該占有の期間が1年を超える場合においては、占有料の欄に定める金額に各年度における占有の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては100円)の合計額とする。

【資料5】

新宿区特定公共物管理条例施行規則

平成17年1月24日

規則第8号

改正 平成17年3月31日規則第30号

平成19年3月23日規則第24号

平成25年9月24日規則第57号

平成28年3月25日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区特定公共物管理条例(平成16年新宿区条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(承認工事)

第3条 条例第6条の規定により特定公共物に関する工事又は特定公共物の維持(以下「工事等」という。)の承認を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して特定公共物工事等施行承認申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

(1) 案内図

(2) 設計図

(3) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の承認をしたときは、特定公共物工事等施行承認書(第2号様式)を、同項の申請書を提出した者に交付する。

(着手届等)

第4条 工事等の承認を受けた者は、当該工事等に着手しようとするときは、あらかじめ区長に着手届(第3号様式)を提出しなければならない。

2 工事等は、区長の指揮監督を受けてこれを施行しなければならない。

3 工事等が完了したときは、当該工事等の承認を受けた者は、直ちに区長に完了届(第4号様式)を提出し、その検査を受けなければならない。

4 やむを得ない事由により、工事等の着手又は完了が遅延する場合は、あらかじめ区長に届出をし、その指示を受けなければならない。

(工事等施行上の義務)

第5条 工事等の承認を受けた者は、みだりに当該工事等の施行を怠り、又はこれを中止してはならない。

(工事等の管理等)

第6条 工事等の承認を受けた者は、当該工事等の施行に当たっては、安全かつ円滑な利用を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 工事等の承認を受けた者は、当該工事等の施行に当たっては、公害の発生を防止するように努めなければならない。

3 工事等の施行中に特定公共物を損傷した場合は、直ちに区長に届出をし、その指示を受けなければならない。

(特定公共物管理台帳)

第7条 条例第7条に規定する特定公共物の台帳は、特定公共物管理台帳とし、調書及び図面をもって組成するものとする。

2 前項の調書及び図面の様式は、別に定める。

(占用等の許可申請)

第8条 条例第8条の規定による許可及び条例第9条の規定による許可を受けようとする者は、それぞれ特定公共物占用許可申請書(第5号様式)又は特定公共物使用許可申請書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出に当たっては、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。ただし、区長が必要がないと認めたときは、その一部を省略することができる。

- (1) 占用又は使用(以下「占用等」という。)の場所及びその付近を表示した図面
- (2) 占用等をする位置の図面並びに設置の形態に関する仕様書及び図面
- (3) 占用等に係る物件の形状、寸法、材料、構造、意匠等に関する仕様書及び図面
- (4) 占用等に関する工事の実施の方法に関する仕様書、図面及び工程表
- (5) 特定公共物の復旧の方法に関する仕様書、図面及び工程表
- (6) 占用等に係る物件の管理に関する概要書
- (7) 既設の許可物件に添加する場合は、当該許可物件の管理者の承認を証する書類
- (8) 法律及びこれに基づく命令により官公署の許認可又は確認を必要とする場合は、その許認可書若しくは確認書又はその写し
- (9) 占用等が当該地先若しくは隣接地先の土地建物に影響を与えると区長が認める場合又は地元居住者の同意が必要であると区長が認める場合にあつては、当該土地建物の所

有者若しくは占有者又は地元居住者の同意書

(10) その他区長が必要と認める書類及び図面

(許可書の交付等)

第9条 区長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、別に定める基準に従い、その内容を審査し、許可したときは、特定公共物占用許可書(第6号様式)又は特定公共物使用許可書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。

2 区長は、前項の許可をしたときは、特定公共物占用等台帳に記録するものとする。ただし、特定公共物占用等台帳に記録することが困難な場合は、他の方法により記録するものとする。

(工事等の承認及び占用等の許可の期間の更新申請)

第10条 条例第11条第3項の規定により同条第2項の工事等の承認及び占用等の許可の期間(次項において「許可期間」という。)の更新を受けようとする者は、工事等の承認の期間の更新の申請にあつては特定公共物工事等施行承認書を、占用の許可の期間の更新にあつては特定公共物占用許可申請書を、使用の許可の期間の更新にあつては特定公共物使用許可申請書を区長に提出しなければならない。

2 許可期間の更新の申請は、許可期間が5年以内の工事等の承認及び占用等の許可に係る更新については当該許可の期間が満了する日の10日前までに、許可期間が5年を超え10年以内の工事等の承認及び占用等の許可に係る更新については当該許可の期間が満了する日の30日前までに行わなければならない。

3 第1項の規定による申請書を提出するときは、特定公共物工事等施行承認書の提出にあつては第3条第1項各号に掲げる書類を、特定公共物占用許可申請書及び特定公共物使用許可申請書の提出にあつては第8条第2項各号に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。ただし、区長が必要がないと認めたときは、その一部を省略することができる。

(占用料等の減免)

第11条 区長は、許可物件が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、別に定める基準に従い、占用料等を減額し、又は免除する。

(1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの

(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応じるものの用に供する施設

(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設

- (4) 沿道から特定公共物に出入するために設置する通路その他これに類する施設
- (5) ガス、電気、電話、水道、下水道等の各戸引込管線類
- (6) 祭典その他恒例により設置する施設
- (7) 前各号のほか、区長が特に必要と認めるもの

2 占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、特定公共物占用料等減免申請書(第8号様式)を区長に提出しなければならない。

(平19規則24・平25規則57・一部改正)

(占用料等の徴収方法)

第12条 占用料等は、占用等の期間に係る分を、当該占用等に係る許可をした日から1か月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用等の期間が1年を超える場合においては、翌年度以降の占用料等は、毎年度、当該年度分を5月31日までに徴収するものとする。

2 区長は、占用料等が特に多額であると認める場合又はその他の理由により占用料等を一時に全額納入することが困難であると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、占用者等の申請により、3回以内に分割して納入させることができる。

(平19規則24・平28規則27・一部改正)

(検査届)

第13条 条例第17条の規定による検査を受けようとする者は、許可物件完成検査(完了)届(第9号様式)を区長に提出しなければならない。

(地位承継届)

第14条 条例第18条の規定により地位を承継した者は、地位承継届(第10号様式)を区長に提出しなければならない。

(権利の譲渡等の承認)

第15条 占用者等は、条例第19条ただし書の規定による承認を受けようとするときは、あらかじめ書面により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の承認をしたときは、その旨を同項の規定による申請をした者に通知する。

(国等の特例)

第16条 条例第20条の規定による協議は、特定公共物占用等協議書(第11号様式)を区長に提出することにより行わなければならない。

(廃止及び原状回復)

第17条 条例第22条の届出は、特定公共物許可物件除却工事施行届(第12号様式)とする。

- 2 特定公共物の原状回復が完了したときは、特定公共物原状回復届(第13号様式)を区長に提出し、その検査を受けなければならない。

(補則)

第18条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日規則第24号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、第11条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月24日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に許可をした占有に係る占有料又は使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした占有に係る占有料又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式、第6号様式及び第7号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

印刷物作成番号
2016-3-5101

平成28年度
行政監査結果報告書

法定外公共物（行政財産）の管理について
平成28年9月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話（03）5273-4579（ダイヤルイン）

この印刷物は、業者委託により300部印刷製本しています。その経費として、1部あたり270円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

地球環境保全推進のため、再生紙を使用しています。